

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
30	介護保険に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鯖江市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

福井県鯖江市長

## 公表日

令和7年1月17日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	鯖江市は、介護保険法および行政手続きにおける特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①被保険者の資格管理に関する事務 被保険者の台帳を整備し、転入・年齢到達等による資格の取得および死亡・転出等による資格の喪失などを管理し、被保険者に対して被保険者証等を交付する。 ②保険料の賦課・徴収に関する事務 被保険者等の所得に応じて保険料を賦課し、その徴収を行う。 ③要介護（要支援）認定等に関する事務 被保険者等の申請に基づき、認定調査を実施し、要介護・要支援状態等を認定する。 ④保険給付に関する事務 介護保険サービス等の受給者に対して、保険給付を行う。 ⑤高額医療合算介護（予防）サービス費支給に関する事務 サービス費支給時の公金受取口座情報照会・取得
③システムの名称	介護保険システム、宛名・住登外システム、番号連携サーバ（団体内統合宛名システム）、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
宛名情報ファイル、被保険者情報ファイル、賦課・徴収情報ファイル、受給者情報ファイル、給付実績情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項別表100の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	（情報提供） 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、132、144、161の項 （情報照会） 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表131、132項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 長寿福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 行政管理課 鯖江市西山町13番1号 0778-53-2200
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部 長寿福祉課 鯖江市西山町13番1号 0778-53-2218
⑨規則第9条第2項の適用	[ ]適用した
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ <input type="radio"/> ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ <input type="radio"/> ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ <input type="radio"/> ]接続しない(入手) [ <input type="radio"/> ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

<b>9. 監査</b>	
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検      [ <input type="radio"/> ] 内部監査      [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査
<b>10. 従業員に対する教育・啓発</b>	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている      ] <div style="float: right; text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れて行っている            2) 十分に行っている            3) 十分に行っていない         </div>
<b>11. 最も優先度が高いと考えられる対策</b> [ <input type="checkbox"/> ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策      ] <div style="margin-top: 10px;">           &lt;選択肢&gt;            1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策            2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策            3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策            4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策            5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)            6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策            7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策            8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策            9) 従業員に対する教育・啓発         </div>
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である      ] <div style="float: right; text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れている            2) 十分である            3) 課題が残されている         </div>
判断の根拠	システムへのアクセスが可能な職員は、IDとパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに管理することで、アクセス権限の適切な管理を行っていることから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は十分であると考えます。

# 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 5-②所属長	五十嵐 彰	品川 善浩		
平成30年4月1日	I 5-②所属長	品川 善浩	九島 隆		
平成31年4月1日	I 5-②所属長の役職名	長寿福祉課長 九島 隆	課長	事前	
令和2年9月30日	IV 5	2)十分である	提供・移転しない	事前	前回入力内容錯誤のため
令和3年9月21日	I 4-②法令上の根拠	(情報提供) 番号法第19条第7号 (情報照会) 番号法第19条第7号	(情報提供) 番号法第19条第8号 (情報照会) 番号法第19条第8号	事後	
令和4年5月31日	I 7	総務課	行政管理課	事後	
令和5年7月14日	I 1-②事務の概要	<p>鯖江市は、介護保険法および行政手続きにおける特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①被保険者の資格管理に関する事務 被保険者の台帳を整備し、転入・年齢到達等による資格の取得および死亡・転出等による資格の喪失などを管理し、被保険者に対して被保険者証等を交付する。</p> <p>②保険料の賦課・徴収に関する事務 被保険者等の所得に応じて保険料を賦課し、その徴収を行う。</p> <p>③要介護(要支援)認定等に関する事務 被保険者等の申請に基づき、認定調査を実施し、要介護・要支援状態等を認定する。</p> <p>④保険給付に関する事務 介護保険サービス等の受給者に対して、保険給付を行う。</p>	<p>鯖江市は、介護保険法および行政手続きにおける特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①被保険者の資格管理に関する事務 被保険者の台帳を整備し、転入・年齢到達等による資格の取得および死亡・転出等による資格の喪失などを管理し、被保険者に対して被保険者証等を交付する。</p> <p>②保険料の賦課・徴収に関する事務 被保険者等の所得に応じて保険料を賦課し、その徴収を行う。</p> <p>③要介護(要支援)認定等に関する事務 被保険者等の申請に基づき、認定調査を実施し、要介護・要支援状態等を認定する。</p> <p>④保険給付に関する事務 介護保険サービス等の受給者に対して、保険給付を行う。</p> <p>⑤高額医療合算介護(予防)サービス費支給に関する事務 サービス費支給時の公金受取口座情報照会・取得</p>	事後	
令和7年1月17日	I 3	番号法第9条第1項別表68の項 番号法別表第一の主務省令で定める命令第50条	番号法第9条第1項別表100の項	事後	
令和7年1月17日	I 4-②法令上の根拠	(情報提供) 番号法第19条第8号 別表第二の1,2,3,4,6,26,30,33,39,42,46,56の2,58,61,62,80,87,90,94,95,117の項 番号法別表第二の主務省令で定める命令 第1,2,3,4,6,19,25,30,32,33,43,44,47条 (情報照会) 番号法第19条第8号 別表第二の93,94の項 番号法別表第二の主務省令で定める命令 第46,47条	(情報提供) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表2, 3, 7, 11, 15, 42, 56, 65, 69, 80, 83, 86, 87, 108, 115, 125, 128, 132, 144, 161の項 (情報照会) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 131, 132項	事後	
令和7年1月17日	II 1	令和2年9月1日時点	令和6年12月1日時点	事後	
令和7年1月17日	II 2	令和2年9月1日時点	令和6年12月1日時点	事後	
令和7年1月17日	IV 8		十分である 複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	

